

## 1 概要

「子育てしやすい良質な住まい」へ空家の改修を促進し、空家の利活用、及び子育て世帯等の流入による地域の活性化・まちの魅力向上を目的として、空家の改修費用を補助します。

対象となる方は、市内に移住する子育て世帯、若年等世帯、さらに、これら世帯専用の住宅として空家を貸し出す事業者となります。

なお、受付は先着順で行い、当該年度予算額に達した時点で受付を終了します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/>

## 2 補助要件

### (1) 対象者(いずれか)

ア 市内の空家を取得し、自己居住用の住宅として改修する子育て世帯※<sup>1</sup> 又は若年等世帯※<sup>2</sup>で、以下の全てに該当する者

- ア) 世帯を構成する者全てが市外から市内に転入する、又は世帯分離により市内から転居する者
- イ) 当該申請に係る改修工事の完了後 10 年間は当該空家に居住する者
- ウ) 市税等を滞納していない者
- エ) 暴力団員ではない者

イ 市内の空家を、子育て世帯・若年等世帯向けの住宅として賃貸に供する目的で改修し、以下の全てに該当する者

- ア) 子育て世帯又は若年等世帯で、世帯を構成する者全てが市外から市内に転入する、又は世帯分離により市内から転居する者に限定し入居させる者
- イ) 当該申請に係る改修工事の完了後 10 年間は当該空家に入居者を募集する者
- ウ) 市税等を滞納していない者
- エ) 暴力団員ではない者

※<sup>1</sup> 申請時で 18 歳未満の子供がいる世帯、又は妊娠中の方がいる

※<sup>2</sup> 申請時で夫婦(事実上婚姻関係、婚姻の予約者、横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき宣誓を行った者及び行おうとする者を含む)合計の満年齢が 80 歳未満

### (2) 対象建築物(全て)

- ア 横浜市内に存する一戸建て住宅（兼用住宅を含む）
- イ 申請時点から遡って 1 年以上、居住その他の使用がなされていないもの
- ウ 建築基準法に違反していないもの
- エ 空家等対策の推進に関する特別措置法第二条第 2 項における特定空家等として本市から認定されていないもの
- オ 耐震性が確保されていると認められるもの、ただし、満たしていない場合においては、耐震改修工事を行い、実績報告時点で満たすもの
- カ 当該空家が自己所有でない者は、建物の改修、及び原状回復義務の放棄について空家の所有者の合意を得られているもの

### (3) 対象経費と金額

	対象経費	金額
A	子供の安全確保や家事・育児の効率化等に資する改修工事	合計の1/2(上限100万円)
B	耐震改修工事	合計の1/2(上限150万円) ※耐震改修工事は、費用の適正を図るため、以下の補助限度単価を設けています。 ①基礎工事 : 72,700円/m ②耐力壁工事 : 72,500円/m ③屋根工事 : 12,100円/m <sup>2</sup>

※ Aを行った場合のみBの併用が可能です。

※ Bを希望する際は、以下の要件を満たす必要があるため、事前にご相談ください。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工された、木造在来軸組構法の2階建て以下の住宅
- ② 耐震診断の結果、耐震性が確保されていないと判定された場合に、耐震改修工事を行う住宅

※ Aについて、工事金額が100万円(税込)以上の場合は市内事業者(本社・本店が横浜市内)への発注が要件です。

※ Bについて、横浜市木造住宅耐震改修促進事業登録されている事業者への発注が要件です。

### (4) 子供の安全確保や家事・育児の効率化等に資する改修の具体事例

子供の安全確保や家事・育児の効率化等の効果が見込める改修工事が対象となります。

ただし、敷地造成、門、塀などの外構工事や、家具、家電などの購入、機能性が向上しない美装のみの工事など、本補助金趣旨と異なるものは対象となりません。

#### <対象となる工事の例>

工事の内容	効果
<b>窓、ドアなど</b>	
断熱、遮音、防犯性等のあるものに変更	子供の健康や安全の確保につながる
<b>キッチン</b>	
キッチンを壁付から対面に変更	調理しながら子供の見守りが可能になる
ビルトイン電磁調理器へ変更	子供の火傷等の危険防止になる
<b>浴室、トイレ</b>	
浴室、脱衣室の間取り変更	子供の溺水防止と育児効率化が図れる
掃除しやすい浴槽やトイレの設置	家事・育児の効率化が図れる
<b>居室、廊下など</b>	
クッション床の設置	子供の転倒時の危険防止になる
ドアや扉の指詰め防止工事	子供の怪我の危険防止になる
壁紙の貼り換え、畳替え	健康への配慮や、防カビ・防災機能の向上する
宅配ボックスの設置	家事・育児の効率化につながる

### 3 手続の流れと必要書類

提出期限は目安となりますが、申請から補助金の請求まで、令和4年度中に行う必要があります。スケジュールに余裕を持って、事前にご相談ください。

#### <A 子供の安全確保や家事・育児の効率化等に資する改修のみ行う場合>

手続	説明
申請	申請にあたっては、 <u>建築局住宅政策課まで事前にご相談ください。</u> 申請先着順で、今年度予算額に達した時点で受付を終了します。 <b>交付決定前に契約・着工した場合は、本補助が受けられなくなります。</b> <b>提出期限：令和4年10月31日</b>
	↓ <約1ヶ月> ※事務処理期間の目安ですので、余裕をもってご申請ください。
交付決定	交付が決定した場合・・・交付決定通知書（第4号様式） 要件を満たさない場合は・・・不交付決定通知書（第5号様式） を申請者宛に郵送します。 交付決定後、速やかに契約のうえ、着工してください。
	↓
変更・取下	<b>変更の申請なく着工した場合は、本補助が受けられない可能性があります。</b> ↓ <約1ヶ月>
変更決定	変更決定通知書（第8号様式）を、申請者宛に郵送します。
	↓
着工・完了	契約書について、契約者と申請者は同一とし、「着手年月日」と「完了予定年月日」を記載してください。 工事完了後の写真を撮影してください。（実績報告で必要となります。） 申請者と施工者立ち合いのもと、工事の完了確認を行ってください。
	↓
実績報告	全ての工事が完了したら、速やかに実績報告を提出してください。 <b>提出期限：令和4年12月28日</b>
	↓ <約1ヶ月>
補助金額の確定	確定通知書（第14号様式）を申請者宛に郵送します。
	↓
補助金の請求	申請者の名義の口座を記入してください。 <b>提出期限：令和5年2月28日</b>
	↓ <約1ヶ月>
補助金の交付	請求書に記載された口座へ振り込まれます。日付の指定はできません。

※申請書類について、詳しくは右ページと、「4 よくある質問と答え」を参照してください。  
なお、これら以外に追加で書類が必要になる場合があります。

<申請時>

書類名（全てコピー可）		対象者ア	対象者イ	様式
1	交付申請書	○	○	第1号
2	事業計画書	○	○	第2号
3	対象者であることが確認できるもの			
	(1) 世帯全員の住民票の写し	○		
	(2) 法人の登記事項証明書等		○	
4	対象建築物であることが確認できるもの			
	(1) 家屋の登記事項証明書等	○	○	
	(2) 空家の賃貸借又は取得の契約書	○	○	
	(3) 現況写真（外観、立地状況、工事個所がわかるもの）	○	○	
	(4) 1年以上空家であることが確認できる書類※	○	○	
5	対象工事の内容が確認できるもの			
	補助対象経費の見積書	○	○	
6	耐震基準を満たしていることを証するもの			
	建築確認通知書（確認済証）の写し等	○	○	
7	誓約書	○	○	第3号

<変更・取下げを行う場合>

書類名（全てコピー可）		対象者ア	対象者イ	様式
1	変更申請書 ※内容を変更する場合のみ	○	○	第6号
2	取下届 ※申請を取下げる場合のみ	○	○	第7号

<実績報告時>

書類名（全てコピー可）		対象者ア	対象者イ	様式
1	実績報告書	○	○	第10号
2	事業報告書	○	○	第11号
3	対象工事の実績が確認できるもの			
	(1) 施工事業者との契約書	○	○	
	(2) 完了後の写真（工事個所がわかるもの）	○	○	
4	誓約書にて誓約した事項を確認するもの			
	(1) 入居後の世帯全員の住民票の写し	○		
	(2) 子育て世帯、若年等世帯に限定した募集チラシ等		○	

<補助金の請求時>

書類名（押印有、認印可、コピー不可）		対象者ア	対象者イ	様式
1	交付請求書	○	○	第15号
2	対象工事の支払が確認できるもの			
	改修工事の領収書	○	○	

## <B 耐震改修工事も行う場合>

手続	説明
申請	申請にあたっては、 <u>建築局住宅政策課まで事前にご相談ください。</u> 申請先着順で、今年度予算額に達した時点で受付を終了します。 <b>提出期限：令和4年9月30日</b>
	↓ <約2ヶ月> ※事務処理期間の目安ですので、余裕をもってご申請ください。
交付決定	交付が決定した場合・・・交付決定通知書（第4号様式） 要件を満たさない場合は・・・不交付決定通知書（第5号様式） を申請者宛に郵送します。 交付決定後、速やかに契約のうえ、着工してください。
	↓
変更・取下	<b>変更の申請なく着工した場合は、本補助が受けられない可能性があります。</b> ↓ <約1ヶ月>
変更決定	変更決定通知書（第8号様式）を、申請者宛に郵送します。
	↓
着工	<b>着工前に、中間検査を申請してください。</b> 契約書について、契約者と申請者は同じとし、「着手年月日」と「完了予定年月日」を記載してください。
	↓
中間検査	検査は、次の各工程で最大4回行います。当日は、代表となる設計者が立ち会ってください。 ①着工時 ②基礎工事（配筋完了時） ③耐力壁工事（筋かい・面材・金物等設置完了時） ④屋根工事（既存屋根撤去完了時）
	↓
完了	設計者が検査を行い、計画通り施工されていることを確認してください。 工事完了後の写真を撮影してください。（実績報告で必要となります。）
	↓
実績報告	全ての工事が完了したら、速やかに実績報告を提出してください。 <b>提出期限：令和4年12月28日</b>
	↓
完了検査	検査は、原則1回です。当日は、代表となる設計者が立ち会ってください。 ↓ <約1ヶ月>
補助金額の確定	確定通知書（第14号様式）を申請者宛に郵送します。
	↓
補助金の請求	申請者の名義の口座を記入してください。 <b>提出期限：令和5年2月28日</b>
	↓ <約1ヶ月>
補助金の交付	請求書に記載された口座へ振り込まれます。日付の指定はできません。

※申請書類について、詳しくは右ページと、「4 よくある質問と答え」を参照してください。

なお、これら以外に追加で書類が必要になる場合があります。

〈申請時〉

書類名（全てコピー可）		対象者ア	対象者イ	様式
1	交付申請書	○	○	第1号
2	事業計画書	○	○	第2号
3	対象者であることが確認できるもの			
	(1) 世帯全員の住民票の写し	○		
	(2) 法人の登記事項証明書等		○	
4	対象建築物であることが確認できるもの			
	(1) 家屋の登記事項証明書等	○	○	
	(2) 空家の賃貸借又は取得の契約書	○	○	
	(3) 現況写真（外観、立地状況、工事個所がわかるもの）	○	○	
	(4) 1年以上空家であることが確認できる書類	○	○	
5	対象工事の内容が確認できるもの			
	(1) 改修工事の見積書	○	○	
	(2) プランニングシート	○	○	参考様式有
	(3) 耐震改修工事仕様一覧表	○	○	参考様式有
	(4) 現地調査シート	○	○	参考様式有
	(5) 耐震診断の計算書（現況・計画）	○	○	
6	誓約書	○	○	第3号

〈変更・取下げを行う場合〉

書類名（全てコピー可）		対象者ア	対象者イ	様式
1	変更申請書 ※内容を変更する場合のみ	○	○	第6号
2	取下届 ※申請を取下げる場合のみ	○	○	第7号

〈着工前〉

書類名（コピー可）		対象者ア	対象者イ	様式
1	中間検査申請書	○	○	第9号

〈実績報告時〉

書類名（全てコピー可）		対象者ア	対象者イ	様式
1	実績報告書	○	○	第10号
2	事業報告書	○	○	第11号
3	工事監理・施工状況報告書	○	○	第12号
4	完了検査申請書	○	○	第13号
5	対象工事の実績が確認できるもの			
	(1) 改修工事の契約書	○	○	
	(2) 完了後の写真（工事個所がわかるもの）	○	○	
6	誓約書にて誓約した事項を確認するもの			
	(1) 入居後の世帯全員の住民票の写し	○		
	(2) 子育て世帯、若年等世帯に限定した募集チラシ等		○	

## <補助金の請求時>

書類名（押印有、認印可、コピー不可）		対象者ア	対象者イ	様式
1	交付請求書	○	○	第15号
2	対象工事の支払が確認できるもの			
	(1) 改修工事の領収書	○	○	

## 4 よくある質問と答え

質問	答え
婚姻予定だが、申請時点では、世帯としての住民票が提出できない。	同一世帯になる予定の方全ての住民票をご提出ください。 世帯として住民票は、実績報告の際にご提出ください。
世帯分離により市内から転居する者とは？	本市の住民票に登録されている世帯から独立して、別の世帯として生活を始めることです。世帯分離、及び転居により、市内の空家の減少に寄与することを目的としています。
法人ではなく、個人として、空家を改修して貸し出そうとしているので、「法人の登記事項証明書」が提出できない。	「住民票の写し」を提出してください。住民票上の記載と、「空家の賃貸借又は取得の契約書」における借主の記載が同一か確認します。
「1年以上空家であることが確認できる書類」とは？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上前の電気、ガス等の閉栓記録</li> <li>・直近1年の電気、ガス等を使用していないことの履歴</li> <li>・1年以上前の入居者募集の広告チラシなどを提出してください。</li> </ul>
「耐震基準を満たしていることを証するもの」とは？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準適合証明書</li> <li>・検査済証、台帳記載証明などを提出してください。</li> </ul>
対象建築物の要件に、「建物の改修、及び原状回復義務の放棄について空家の所有者の合意を得られているもの」とある。この要件は、どうやって満たせばよいのか。	例えば、「空家の賃貸借又は取得の契約書」の特約事項にその旨の記載があれば、満たしているものと考えられます。 いずれかの書面において、所有者と合意が得られていることが確認できる必要があります。
内装工事や耐震改修工事は、記載してある期限通りに完了しないといけないのか。	提出期限は目安となりますが、申請から補助金の請求まで、令和4年度中に行う必要があります。スケジュールに余裕を持って、事前にご相談ください。